

なはの水

vol.33
2026.2



水道料金改定のお知らせ (令和8年4月分～)

令和7年10月3日上下水道モニター施設見学の様子
(倉敷ダム他)

目次

| | | | |
|------------------------------|---|---------------------|-----|
| 水道料金等の口座振替推奨 | 1 | 水が出ない場合に確認してみよう | 5 |
| 令和7年度那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査結果 | 1 | 家庭で行える漏水(水漏れ)チェック | 5 |
| 令和8年度4月から水道料金が変わります | 2 | 令和7年度水道水定期水質検査結果 | 6 |
| 令和7年度那覇市上下水道局防災訓練 他 | 3 | 令和6年度決算のあらまし | 7.8 |
| 水道メーターの適正な取り扱いについて | 4 | 水道施設の耐震化の状況 他 | 9 |
| 給水装置の修繕区分 | 4 | 下水道工事の紹介 | 10 |
| 鉛給水管取替工事等への協力依頼 | 4 | 令和7年度優秀建設工事表彰について 他 | 11 |

上下水道の使用開始・中止・使用者の名義変更、料金に関する事、口座振替等のお問い合わせはこちらへ

上下水道局お客様センター TEL: 941-7804/941-7834 FAX: 941-7824

業務時間 月曜日から土曜日まで(日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、慰霊の日を除く)
午前8時30分から午後6時まで



「みずフラッサ」は那覇市
上下水道局庁舎の愛称です。

発行 那覇市上下水道局
所在地 〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号
<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>



限りある 水資源を 大切に!

水道料金等のお支払いは**口座振替**を推奨しています！

口座振替にすると・・・

- ①お支払いのために金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行く手間がかかりません。
- ②ご指定の金融機関口座から毎月自動で引き落としを行うので、支払い忘れの心配がありません。
- ③収納に係るコストが納付書払いと比較して低く、経費が削減されることから、水道料金等の負担軽減に繋がります。

【主な経費】
郵送料、収納手数料

納付書払い
(高コスト)

口座振替
(低コスト)

口座振替へのご理解とご協力をよろしくお願い致します！

口座振替のお手続き方法

| | |
|--|---|
|  <p>A インターネットでのお申し込み (Web 口座振替受付サービス)</p> |  <p>B 口座振替依頼書（紙）でのお申し込み</p> |
| <p>パソコンやスマートフォン等端末からインターネットを利用してお申し込みできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替依頼書の記入や金融機関お届出印は必要ありません。 ・24 時間申し込みが可能です。(システムメンテナンス時を除く。) <p>【サービスをご利用いただけるお客様】 普通預金口座、キャッシュカードをお持ちの個人のお客様 ※法人名義の口座は本サービスをご利用いただけません。</p>  <p>お手続きはこちらから</p> | <p>口座振替依頼書に必要な事項を記入いただき、取扱金融機関または上下水道局お客様センターへご提出ください。 ※ゆうちょ銀行については、お客様センターで受付できませんので、ゆうちょ銀行窓口へご提出ください。</p> <p>【口座振替依頼書の郵送依頼】 口座振替依頼書は、お客様センターへご連絡いただけましたら返信用封筒と一緒にご自宅等へ郵送いたします。</p>  <p>こちらから依頼することもできます</p> |
| <p>お申し込みに必要なもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●通帳またはキャッシュカード ●水道番号（9桁）が分かるもの（検針票、納付書等） ●金融機関お届出印（A の場合は不要） |
| <p>口座振替可能な金融機関</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●琉球銀行 ●沖縄銀行 ●沖縄海邦銀行 ●鹿児島銀行 ●コザ信用金庫 ●沖縄県労働金庫 ●ゆうちょ銀行 ●みずほ銀行^(※) ●J A おきなわ^(※) <p>(※) みずほ銀行、J A おきなわについては、A の方法でお申し込みできません。</p> |

【お問い合わせ】 上下水道局お客様センター TEL：941-7804・7834 FAX：941-7824

令和7年度 那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査結果

上下水道局では、お客様の水道・下水道に対する満足度やニーズを把握し、上下水道事業を今後一層充実させるための基礎資料とすることを目的として、本市上下水道をご利用いただいている約162,000世帯のうち無作為に抽出した3,000世帯の皆様にアンケート調査を実施しました。

お忙しい中調査にご協力いただきました市民のみなさま、誠にありがとうございます。みなさまからの貴重なご意見は今後の上下水道事業運営ならびにサービス向上に活かしてまいります。

アンケート調査の結果はこちらから



【お問い合わせ】 企画経営課 TEL：941-7802 FAX：941-7821

令和8年4月分から水道料金が変わります

令和7年6月分より水道料金の改定を行っておりますが、令和8年4月分から第二段階の改定後料金が適用となります。使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



(税抜き)

改定水道料金表

一般用

| メーターの口径 | 基本料金 | 従量料金(1㎡につき) | 令和8年3月分まで | 令和8年4月分から |
|------------|---------|-------------|-----------|-----------|
| | | 使用水量(㎡) | 現行金額※ | 改定金額 |
| 13mm及び20mm | 574円 | 5まで | 61円 | 73円 |
| | | 5を超え10まで | 106円 | 118円 |
| | | 10を超え15まで | 151円 | 166円 |
| | | 15を超え25まで | 178円 | 193円 |
| | | 25を超え35まで | 216円 | 231円 |
| 25mm | 1,556円 | 35を超え 50まで | 260円 | 282円 |
| | | 50を超え100まで | 286円 | 308円 |
| | | 100を超え300まで | 312円 | 332円 |
| | | 300を超えるもの | 329円 | 349円 |
| 40mm | 3,852円 | 50まで | 260円 | 282円 |
| | | 50を超え100まで | 286円 | 308円 |
| | | 100を超え300まで | 312円 | 332円 |
| | | 300を超えるもの | 329円 | 349円 |
| 50mm | 9,139円 | 100まで | 286円 | 308円 |
| 75mm | 20,028円 | 100を超え300まで | 312円 | 332円 |
| | | 300を超えるもの | 329円 | 349円 |
| 100mm | 53,278円 | 300まで | 312円 | 332円 |
| 150mm以上 | 95,926円 | 300を超えるもの | 329円 | 349円 |

※令和8年3月分までは、沖縄県水道料金の減免に伴う減額後の料金です。

(補足) 令和8年4月分は令和8年6月請求となります。下水道使用料の改定はありません。

【料金改定の詳細については、上下水道局ホームページをご覧ください】
新料金表の「料金早見表」は上下水道局ホームページからダウンロードできます。



【お問い合わせ】

料金改定の経緯については、企画経営課…………… TEL : 941-7802

新料金表や料金のお支払いについては、お客様センター…………… TEL : 941-7804・7834

令和7年度 那覇市上下水道局 防災訓練

上下水道局では災害発生時の初動体制の確立と危機管理意識の向上を図るため、令和7年10月19日（日）、強い地震発生を想定した防災訓練を上下水道局庁舎と災害用備蓄倉庫、真地小学校、末吉公園、新都心公園の5か所で実施しました。上下水道局庁舎では「職員参集訓練」「対策本部設置訓練」を行い、被害状況を把握し、断水等へ対応するため那覇市上下水道局危機管理計画に基づき、「配水運用計画の作成」や「管路応急復旧計画の作成」等の訓練を行いました。



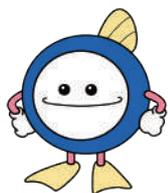
訓練では災害応援協定団体のみならずにもご参加いただき、災害用備蓄倉庫、末吉公園では応急給水車や公園の地下にある緊急貯水槽を使用し給水袋へ水を入れる「応急給水訓練」を実施し、新都心公園ではマンホールの上にトイレを組み立てる「マンホールトイレ設置訓練」を実施しました。同日、沖縄県及び那覇市共催の「那覇市総合防災訓練」へも参加し、真地小学校では応急給水車による応急給水訓練を実施しました。

今後も定期的に訓練を実施し、防災体制の強化に努めてまいります。

※災害時には那覇市内各支所、小学校・中学校などの避難所に給水所を開設し、応急給水車で非常用飲料水の供給を行うこととなっています（給水所の情報は上下水道局ホームページなどでお知らせします）

排水路の清掃及び除草

上下水道局では、管理している排水路で通水機能の確保や周辺の環境衛生向上のために清掃や除草を行っています。



除草前



除草、清掃後

【お問い合わせ】 下水道課 TEL : 941-7808 FAX : 941-7828

水道メーターはしっかり管理しましょう!

水道メーターをなくさないで!

水道メーターは、水道使用量を計量するために、上下水道局が水道使用者へお貸しているもので、使用者に管理責任があります。破損、紛失した場合は弁償する必要があります。

水道メーターを撤去したい場合はご連絡を!

水道メーターは、上下水道局の職員またはその指定を受けた者（業務委託業者・指定給水装置工事業者）以外、勝手に取り外してはいけません。撤去したい場合は必ずご連絡ください。

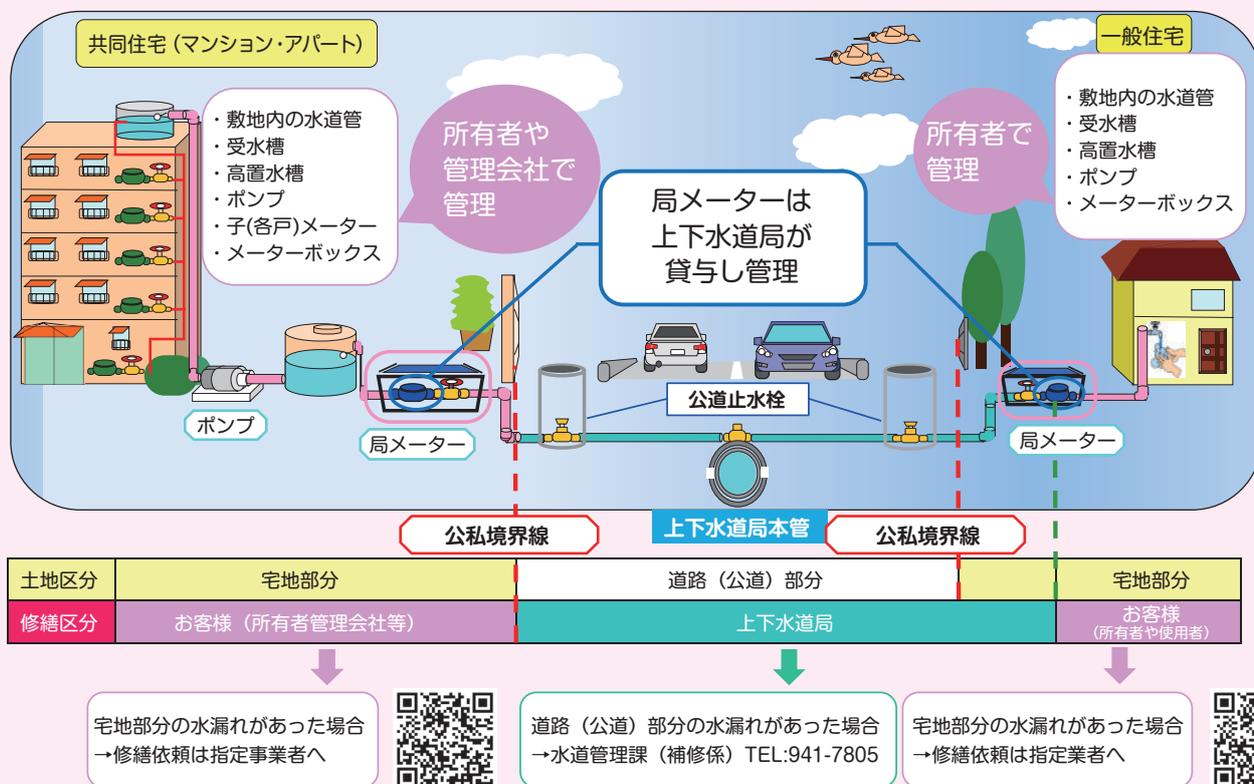


水道を使用しなくなった建物や、取り壊しを行う場合は、必ず上下水道局へご連絡ください。

★ **メーター撤去のご連絡先** 上下水道局お客様センター TEL: 941-7804 ★

【お問い合わせ】料金サービス課（計量係） TEL: 941-7811

給水装置修繕の費用負担区分 一般住宅と共同住宅等では、給水装置修繕の費用負担区分が異なります!!



【お問い合わせ】水道管理課 TEL: 941-7805 FAX: 941-7825

～鉛給水管取替工事等への協力依頼～



道路に埋設されている配水管から各家庭（蛇口）までの間の給水管の一部（主に水道メーターの前後など）に、鉛でできた給水管が使われている場合があります。この鉛給水管中に長時間水が溜まると、ごく微量ですが水中へ鉛が溶け出すことがあります。

上下水道局では、鉛給水管取替工事を行っております。鉛給水管を発見した場合は、上下水道局までご連絡ください。

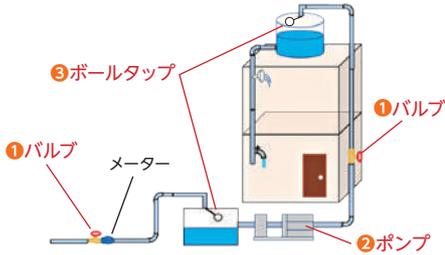
なお、ご自身で業者に依頼して取替工事を行った場合、上下水道局では費用負担できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】水道管理課（管理係） TEL: 941-7822 FAX: 941-7825

水が出ない場合に確認してみよう!

上下水道局へ連絡する前に・・・次の点をチェックしてみましょう

タンクがある場合(例)



1 バルブは空いていますか?

バルブは通常、水道メーターの側にあります。タンクがある場合には、タンク上り、タンク下りのバルブもチェックしましょう!



バルブは開いていますか?

2 ポンプは動いていますか?

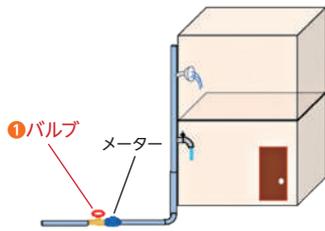
ポンプを使用している場合には、ポンプが正常に動いているか確認しましょう。大雨の後などによくブレーカーが落ちていることがあります。



ポンプは正常に動いていますか?

ブレーカーは落ちていませんか?

直結給水の場合(例)



3 ボールタップ(浮き)の動きは正常ですか?

タンク内が空の場合、ボールタップを上下に動かし、水が出たり、止まったりと正常に動作するか確かめましょう。



上げ下げしてみて、水が出るか確かめましょう。

タンクの中からの見た写真

※点検の際、高所に設置されているタンクの場合は、十分に配慮してください。

4 長期間使っていない蛇口ではないですか?

長期間使用していない場合には、蛇口内部のパッキンの硬直等様々な原因が考えられます。上下水道局へご連絡いただければ確認にお伺いします。※状況によっては、業者紹介(有料工事)となる場合もございますのでご了承ください。

※共同住宅・テナントビルでの断水の場合には、家主または管理会社への連絡を優先し対応してください。管理責任は、家主または管理課会社にあります。それでも原因がわからない場合は、配水課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 配水課 TEL : 941-7806 FAX : 941-7826

★★ 家庭で行える漏水(水漏れ)チェック ★★

「請求金額がいつもより高くなった」との問い合わせがよくあります。その原因の1つに漏水があります。自分でできる漏水チェックについてご紹介致します。

漏水チェック方法

- 1 家庭内にある蛇口を全て閉めます。
 - 2 水を使わない状態で水道メーターのパイロットが回転していれば漏水の可能性がります。
- ※ タンクのある家庭は、満水になるまで待ちます。(30分~1時間程度)



パイロット※赤又は銀色の歯車

漏水箇所が確認できる場合

指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。
指定事業者一覧は、上下水道局ホームページに掲載しております。
なお、修理代金はお客様の負担となります。
修理の見積りは業者により見積金額が大きく違う場合もありますので、複数の指定事業者から取ることをおすすめ致します。

- 指定事業者一覧をホームページで確認できない方には、ご連絡いただければお届け致します。



指定事業者一覧



漏水箇所が確認できない場合

- 共同住宅(アパート、マンション等)、病院、ホテル、各種公共施設、営利事業所については、管理者(所有者・管理事務所・不動産会社)に連絡してください。
- 戸建て住宅にお住まいの方は、水道管理課までご相談ください。

【お問い合わせ】 水道管理課 TEL : 941-7805 FAX : 941-7825

令和7年度水道水定期水質検査結果

～安全・安心 那覇市の水道水～

水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査（色、濁り及び消毒の残留効果）を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。

那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を毎日及び定期的に行い、供給する水の安全性を確認しています。

令和7年度に実施した水道水の全基準項目検査結果は以下のとおりです。最新の検査結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、紙面の都合上、下表の検査結果は採水場所10か所のうち5か所を掲載しています。

全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

▲10か所全ての検査結果は、こちらをご覧ください



法定基準項目（8月定期検査）

水質検査機関：（一財）沖縄県環境科学センター

| 番号 | 項目名 | 水道水質基準等 | 検査結果（給水栓水） | | | | | 備考 | |
|-----------------|------------------------------------|----------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|--|
| | | | 県企業局西原浄水場系統 | | | 県企業局北谷浄水場系統 | | | |
| | | | 末吉公園 | 識名南公園 | 小禄南風公園 | 天久ちゅらまち公園 | 壺川中公園 | | |
| 1 | 一般細菌 | 100 個以下/mL | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 微生物 | |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | 陰性 | | |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | 0.003 mg/L以下 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | | |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 0.0005 mg/L以下 | <0.00005 | <0.00005 | <0.00005 | <0.00005 | <0.00005 | | |
| 5 | セレン及びその化合物 | 0.01 mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | | |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 0.01 mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | | |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | 0.01 mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | | |
| 8 | 六価クロム化合物 | 0.02 mg/L以下 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | 無機物質・金属類 | |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04 mg/L以下 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | <0.004 | | |
| 10 | シアン化合物イオン及び塩化シアン | 0.01 mg/L以下 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | | |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10 mg/L以下 | 0.04 | 0.04 | 0.04 | 0.22 | 0.22 | | |
| 12 | フッ素及びその化合物 | 0.8 mg/L以下 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | | |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | 1.0 mg/L以下 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.02 | 0.02 | | |
| 14 | 四塩化炭素 | 0.002 mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | | |
| 15 | 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L以下 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | | |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | 一般有機物質 | |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02 mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | | |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | | |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | | |
| 20 | ベンゼン | 0.01 mg/L以下 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | <0.0001 | | |
| 21 | 塩素酸 | 0.6 mg/L以下 | 0.07 | 0.07 | 0.09 | <0.06 | 0.06 | | |
| 22 | クロロ酢酸 | 0.02 mg/L以下 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | | |
| 23 | クロロホルム | 0.06 mg/L以下 | 0.012 | 0.013 | 0.014 | 0.0041 | 0.0041 | | |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03 mg/L以下 | 0.002 | 0.004 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | | |
| 25 | ジブromクロロメタン | 0.1 mg/L以下 | 0.012 | 0.012 | 0.014 | 0.013 | 0.014 | | |
| 26 | 臭素酸 | 0.01 mg/L以下 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 消毒副生成物 | |
| 27 | 総トリハロメタン | 0.1 mg/L以下 | 0.040 | 0.042 | 0.046 | 0.031 | 0.033 | | |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03 mg/L以下 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | <0.002 | <0.002 | | |
| 29 | ブromジクロロメタン | 0.03 mg/L以下 | 0.014 | 0.015 | 0.016 | 0.0084 | 0.0087 | | |
| 30 | ブromホルム | 0.09 mg/L以下 | 0.0019 | 0.0020 | 0.0026 | 0.0055 | 0.0058 | | |
| 31 | ホルムアルデヒド | 0.08 mg/L以下 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | | |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 1.0 mg/L以下 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | | |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | 0.2 mg/L以下 | 0.05 | 0.05 | 0.05 | 0.03 | 0.03 | | |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 0.3 mg/L以下 | <0.03 | <0.03 | <0.03 | <0.03 | <0.03 | 金属類 | |
| 35 | 銅及びその化合物 | 1.0 mg/L以下 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.02 | <0.01 | | |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | 200 mg/L以下 | 12.8 | 13.0 | 12.5 | 16.1 | 16.2 | | |
| 37 | マンガン及びその化合物 | 0.05 mg/L以下 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | | |
| 38 | 塩化物イオン | 200 mg/L以下 | 17.9 | 17.8 | 18.2 | 21.4 | 21.6 | | |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 300 mg/L以下 | 21 | 22 | 22 | 58 | 58 | 無機物質 | |
| 40 | 蒸発残留物 | 500 mg/L以下 | 72 | 72 | 77 | 127 | 128 | | |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2 mg/L以下 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | 有機物質 | |
| 42 | ジェオスミン | 0.00001 mg/L以下 | 0.000002 | 0.000002 | 0.000002 | <0.000001 | <0.000001 | 臭気物質 | |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール | 0.00001 mg/L以下 | <0.000001 | <0.000001 | <0.000001 | <0.000001 | <0.000001 | | |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02 mg/L以下 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 | | |
| 45 | フェノール類 | 0.005 mg/L以下 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 有機物質 | |
| 46 | 有機物（全有機炭素の量） | 3 mg/L以下 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 0.8 | | |
| 47 | pH値 | 5.8 以上、8.6 以下 | 7.2 | 7.4 | 7.5 | 7.2 | 7.3 | | |
| 48 | 味 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 基礎的性状 | |
| 49 | 臭気 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | 異常なし | | |
| 50 | 色度 | 5 度以下 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | | |
| 51 | 濁度 | 2 度以下 | <0.2 | <0.2 | <0.2 | <0.2 | <0.2 | | |
| 上記水質基準項目検査結果の判定 | | | 水質基準に適合 | 水質基準に適合 | 水質基準に適合 | 水質基準に適合 | 水質基準に適合 | | |

| | | | | | | | |
|--------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 遊離残留塩素 | 0.1 mg/L以上（注） | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 衛生的措置 |
|--------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|

（注）残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく「衛生上の措置」のための基準です。

PFOS及びPFOAの水質検査結果

上下水道局では、PFOS等の水質検査を定期的に行っています。令和7年度に実施した水質検査結果（PFOS及びPFOAの合算値）は右表のとおりで、暫定目標値 50ng/L以下を下回っていることを確認しています。なお、PFOS等の検査結果の詳細は、上下水道局ホームページにも掲載しています。



那覇市の水質検査結果（PFOS及びPFOAの合算値）

■表中の<[数値]>は、[数値]未満の意味です。

| 採水場所 | 暫定目標値 | 採水日（令和7年度） | | | |
|----------------------------------|----------|------------|---------|-------|------|
| | | 5月9日 | 8月8日 | 11月4日 | 2月頃 |
| 北谷浄水場系統 大名調整池系 (天久ちゅらまち公園) | 50ng/L以下 | 4ng/L | 5ng/L | 7ng/L | 検査予定 |
| 西原浄水場系統 前田第二調整池系 (末吉公園) | | - | 1ng/L未満 | - | |

【お問い合わせ】 配水課 TEL：941-7806 FAX：941-7826



水道事業

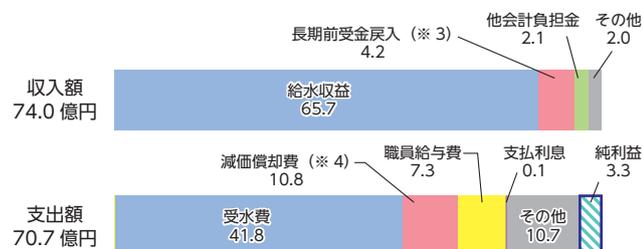
令和6年度の水道事業は、17万495戸の一般世帯等へ3,763万4,498m³の水を供給しました。このうち、水道料金の対象となった水量（有収水量）は3,581万4,675m³で、有収率は95.16%となっています。また、建設工事については、水道管布設延長2,704.6mの工事を行い水道施設の整備拡充に努めています。

収益的収支（※1）（税抜き）

総事業収益74.0億円に対して、総事業費用70.7億円となり、純利益3.3億円を計上しています。

収益的収入は、水道料金である給水収益が大部分を占め65.7億円、長期前受金戻入（※3）が4.2億円、他会計負担金が2.1億円等となっています。

収益的支出は、県からの浄水購入費である受水費が41.8億円、減価償却費（※4）が10.8億円、職員給与費が7.3億円等となっています。

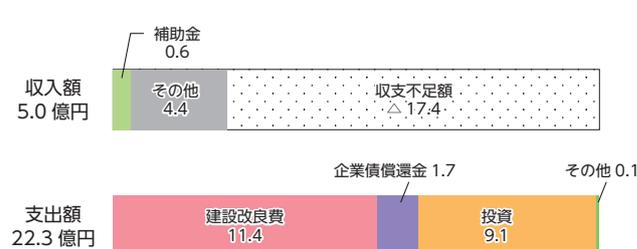


資本的収支（※2）（税込み）

資本的収入5.0億円に対して、資本的支出22.3億円となっています。不足分は、減価償却費などで企業の内部に留保された資金で補っています。

資本的収入は、補助金が0.6億円等となっています。（このうち0.1億円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額となっています。）

資本的支出は、建設改良費が11.4億円、企業債償還金が1.7億円、投資が9.1億円等となっています。

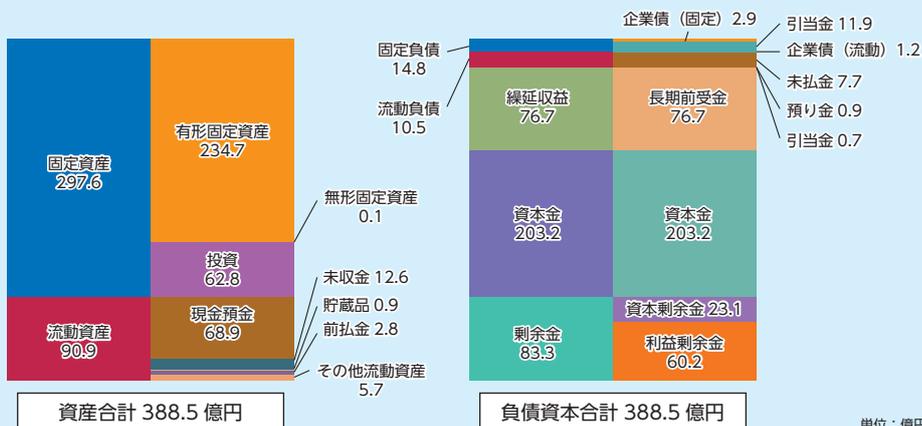


貸借対照表（※5）

令和7年3月31日時点の水道事業の財政状態は次のとおりです。

資産は、水道施設等の有形固定資産が234.7億円、水道施設の更新財源等となる現金預金が68.9億円等となっています。

負債及び資本は、資産を取得する際の調達源泉を示しており、償却資産の取得又は改良に充てた補助金等である長期前受金が76.7億円、企業債が4.1億円等となっております。



利益の処分（※6）

令和6年度に生じた純利益3.3億円と前年度繰越利益剰余金7.4億円を合わせた10.7億円を建設改良積立金に積み立てることを市議会へ提案し、令和7年10月に議決を得ました。

※1 収益的収支

各年度の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を発生の実事を基準として計上します。

※2 資本的収支

施設を新設・更新等するための財源と経費のほか、企業債の元金償還金等も計上します。

※3 長期前受金戻入

償却資産を取得又は改良する際に財源として受入れた補助金等は長期前受金として整理され、償却資産を減価償却する際に収益として計上します。現金収入を伴わないので、減価償却費等から生じる内部留保資金を減額させることになります。

決算のあらまし



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

下水道事業

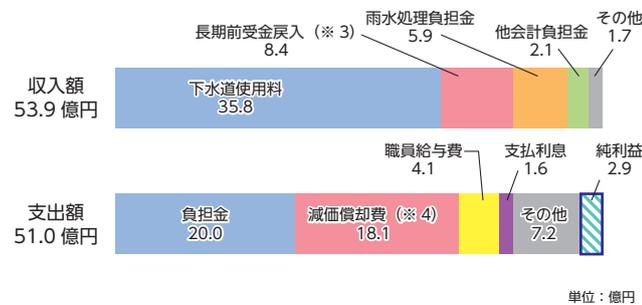
令和6年度の下水道事業は、16万2,625戸から排出された汚水3,486万9,922m³を処理しました。行政人口に対する下水道の普及率は98.3%で、処理区域内の接続率は97.1%となっています。また、建設工事については、管渠総延長1,469.5mの工事を行い汚水処理未普及地区の解消や浸水対策等に努めています。

収益的収支 ※1 (税抜き)

総事業収益53.9億円に対して、総事業費用51.0億円となり、純利益2.9億円を計上しています。

収益的収入は、下水道使用料が35.8億円、長期前受金戻入 ※3 が8.4億円、雨水処理負担金が5.9億円、他会計負担金が2.1億円等となっています。

収益的支出は、流域で下水道を処理する負担金が20.0億円、減価償却費 ※4 が18.1億円、職員給与費が4.1億円、支払利息が1.6億円等となっています。

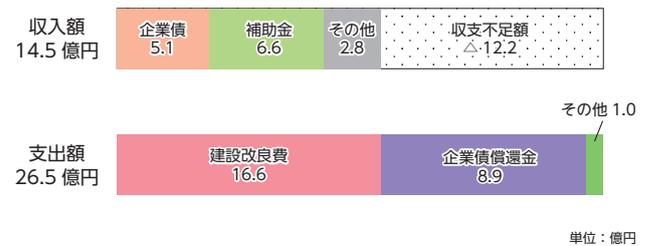


資本的収支 ※2 (税込み)

資本的収入14.5億円に対して、資本的支出26.5億円となっています。不足分は、減価償却費などで企業の内部に留保された資金で補っています。

資本的収入は、企業債が5.1億円、補助金が6.6億円等となっています。(このうち0.2億円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額となっています。)

資本的支出は、建設改良費が16.6億円、企業債償還金が8.9億円等となっています。

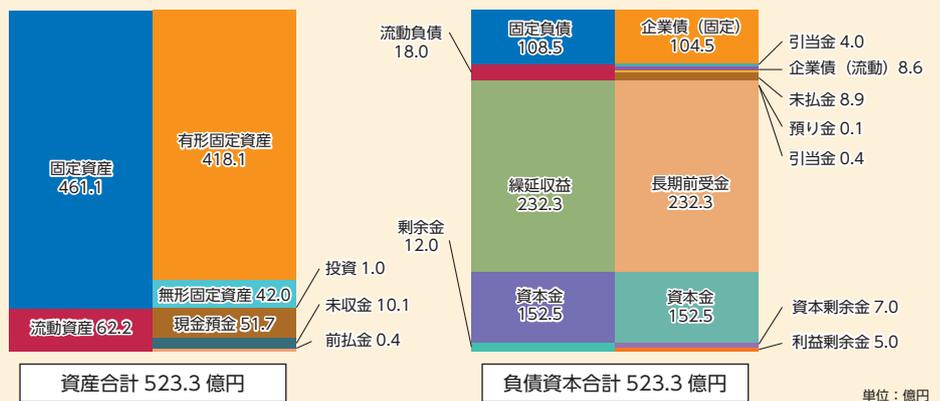


貸借対照表 ※5

令和7年3月31日時点の下水道事業の財政状態は次のとおりです。

資産は、下水道施設等の有形固定資産が418.1億円、下水道施設の更新財源等となる現金預金が51.7億円等となっています。

負債及び資本は、資産を取得する際の調達源泉を示しており、償却資産の取得又は改良に充てた補助金等である長期前受金が232.3億円、企業債が113.1億円等となっています。



利益の処分 ※6

令和6年度に生じた純利益2.9億円を減債積立金に積み立てることを市議会へ提案し、令和7年10月に議決を得ました。

※4 減価償却費

償却資産の価値の減少分を費用として計上します。現金支出を伴わない費用で、損益勘定留保資金として企業の内部に留保され資本的支出の財源となります。

※5 貸借対照表

企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書で、バランスシートともいいます。

※6 利益の処分

毎事業年度に生じた利益の使い道を定めることです。処分は条例で定める方法によるほか、議会の議決を経て行われます。

【お問い合わせ】 企画経営課 TEL: 941-7803 FAX: 941-7821

水道施設の耐震化の状況

上下水道局では、安全・安心な水を安定的に供給できるよう、水道施設の更新及び耐震化を進めております。那覇市の水道管延長は、全体で約 775km となっており、主に口径 300mm 以上の主要な管（基幹管路）が約 119km、その他の配水支管が約 656km となっています。水道施設は、配水池が 7 か所、ポンプ場が 3 か所あります。

令和 6 年度末の基幹管路の耐震適合率^{※1}は 61.4%（全国平均 43.3%^{※2}）、配水池の耐震化率は 95.1%（全国平均 64.7%^{※2}）、ポンプ場の耐震化率は 100% となっており、今後も引き続き水道施設の耐震化を進めてまいります。

※1 耐震適合率とは、耐震適合性のある管の占める割合です。耐震適合性のある管とは、耐震管や耐震管以外の管路で良い地盤に布設されていて耐震性があると評価された管のことです。

※2 全国平均値は令和 5 年度末の値。

水道工事の流れと断水作業のご協力お願い

水道工事の流れ

| | | | |
|---|--|--|--|
|  | <p>①試掘</p> <p>地下に埋設されている占用物（下水道管、ガス管等）の正確な位置を確認し、水道管を布設する位置を決めます。計画的な工事の施工を行うために重要な工程です。</p> |  | <p>④新設管布設</p> <p>掘削・布設・土砂の埋め戻し、締固め・仮舗装を行い、前に進みながら管をつないでいきます。最後に、既設管と新設管の連結作業を行い、新設管に水を流します。</p> |
|  | <p>②仮設管布設・給水切り替え</p> <p>長期的な断水を避けるため仮設管を布設します。既設管と仮設管の連結作業後に仮設管に水が流れ、古い水道管から仮設管へ各家庭の給水を切り替えていきます。</p> |  | <p>⑤給水切り替え</p> <p>各家庭への水の供給を仮設管から新設管へと切り替えていきます。</p> |
|  | <p>③既設管撤去</p> <p>仮設管への給水切り替えが完了すると、古い水道管を撤去します。</p> |  | <p>⑥仮設管撤去</p> <p>全ての給水切り替えが完了すると、仮設管を撤去します。</p> |
| | |  | <p>⑦舗装復旧</p> <p>仮舗装をきれいに舗装します。また、横断歩道や停止線などの道路上の記号や文字も元の状態に復旧します。</p> |

既設の水道管とのつなぎ替え時に断水が生じます。断水時には事前に文書等にて通知します。工事の円滑な進行と安定的な水の供給の実現のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



下水道工事の紹介

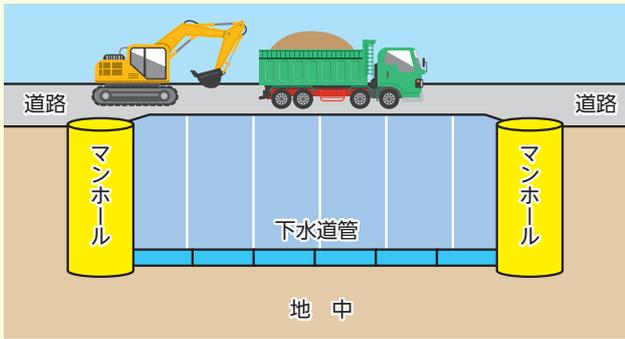
上下水道局では、公共下水道施設が未整備区域での新設工事や老朽化が確認された管きよの改築工事を実施しています。

本誌では下水道工事の工法について紹介します。

下水道工事は大きく分けて**開削工法**と**非開削工法**の2つに分かれます。

開削工法

地面を直接重機や人力で掘削して下水道管を埋設する方法です。



重機の掘削状況



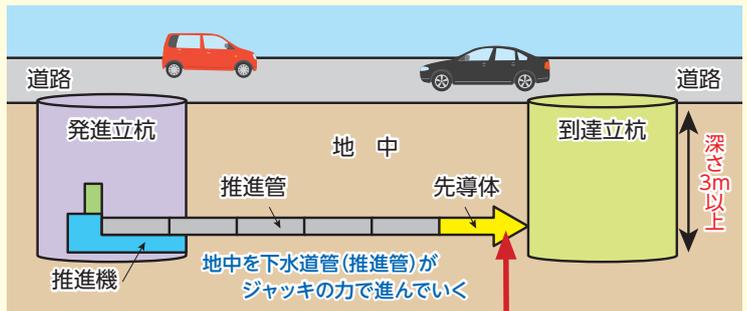
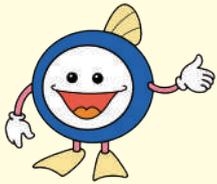
新設管の埋設状況

非開削工法

地面を直接掘削せずに下水道管などを埋設、改築する方法です。工法の種類として、推進工法、管きよ更生工法があります。

推進工法

主に地下3m以上の深さに下水道管を埋設する際に採用され、立坑と呼ばれる縦穴を築造し、推進機と呼ばれる機械を用いて油圧ジャッキの力で管を地中に推進させて計画の位置まで管を埋設する工法です。



立坑



推進機稼働状況



先導体

管きよ更生工法

老朽化した既設管の内側に新管を構築する工法で、新管同等の耐荷性能、耐震性能、流下性能等を確保することができます。

ハーゲラ川雨水管きよ更生工事



施工前



施工後

ガープ川雨水管きよ更生工事



施工前



施工後

☆非開削工法の大きなメリットの1つとして現場周辺の住民生活や道路交通への影響を少なくできることがあります。

【お問い合わせ】 下水道課 TEL : 941-7808 FAX : 941-7828



令和7年度那覇市上下水道局優秀建設工事表彰



令和7年度 那覇市上下水道局優秀建設工事表彰式



はいさい くすーよー ちゅーうがなびら
令和7年度那覇市上下水道局優秀建設工事表彰を受けられた皆様に、心からお祝い申し上げます。令和7年度においては、5工事（5社）を優秀建設工事として表彰いたしました。

| 工事名 | 業者名 |
|--------------------------------|-------------|
| 令和5年度国道330号配水幹線布設替工事 | 技研工業 株式会社 |
| 令和5年度赤嶺配水池電気計装設備更新工事 | 大協電気工事 株式会社 |
| 令和5年度5工区首里石嶺町地内公共下水道（雨水）工事 | 株式会社 新生実業 |
| 令和4年度13工区具志、首里山川町地内公共下水道（汚水）工事 | 有限会社 沖縄スイケン |
| 令和5年度6工区牧志地内公共下水道（雨水）工事 | 琉南建設 株式会社 |

【お問い合わせ】総務課（契約検査室）TEL：941-7809 FAX：941-7829

令和8年度 水道ポスターコンクール作品募集

令和8年4月より水道ポスターコンクールの作品を募集します！

受賞作品は、6月1日～6月7日の水道週間に開催する水道週間イベントにて作品展示・表彰式を行います。

対象 市内の小学3～6年生、中学生

応募作品 「水道」をテーマとした未発表作品で、水道についての標語を挿入すること。

（例「ありがとうおいしい水」「この一滴を大切に」「水は宝物」）

画材及び色数は自由。四つ切り用紙を使用。

応募方法 応募情報は、令和8年4月に那覇市上下水道局ホームページに掲載します。

※応募者全員に参加賞！受賞者には賞状と副賞として図書カードを贈呈します。

【お問い合わせ】総務課（総務係）TEL：941-7801



Q 那覇市上下水道局の水道施設は、配水池が7か所ありますが、ポンプ場は何か所あるでしょうか。（ヒントは9ページ）



◀こちらからも応募できます
※ご利用にあたっては、那覇市オンライン申請システムの利用登録が必要です。

- A. 2か所
- B. 3か所
- C. 4か所

応募方法

答えがわかった方は、ハガキかFAX、Eメールで、**①答え、②住所、③氏名、④電話番号、⑤本誌の感想**をご記入のうえ、以下のあて先までお送りください。正解者の中から抽選で10名様に図書カード（1,000円分）を贈呈します（当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます）

あて先

〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1那覇市上下水道局総務課
FAX：098-941-7821
Eメール：w-sou001@city.naha.lg.jp

締切

令和8年2月28日（土） ※当日消印有効

※ご応募の際に得た個人情報は、当選者への商品の発送以外に使用することはありません。